

# 沖縄県における赤土等流出問題と現状について

## 1. 沖縄県における赤土等流出および対策の歴史

沖縄県は、亜熱帯海洋性気候のもと、サンゴ礁が発達した青い海と貴重な野生生物が数多く生息する緑豊かな島々から構成され、固有の自然環境を有しています。サンゴ礁等を含む沿岸海域は、県民生活や水産業や観光業等にとって大きな財産です。また、県土を構成する赤土等も、農産物の生産や、やちむん等工芸品の原料等として、県民を支える重要な財産といえます。

これら本県にとって大切な財産を守るため、赤土等流出防止対策と経済活動が調和した持続可能な海洋共生社会の構築が求められています。

一方で、本県では、大量の赤土等が海域に流出し、海域環境に深刻な影響を与えました。

この赤土問題を解決するため、県では1994年に「沖縄県赤土等流出防止条例」を制定、2013年に「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」を策定し、赤土等流出防止対策の取組を進めてきました、

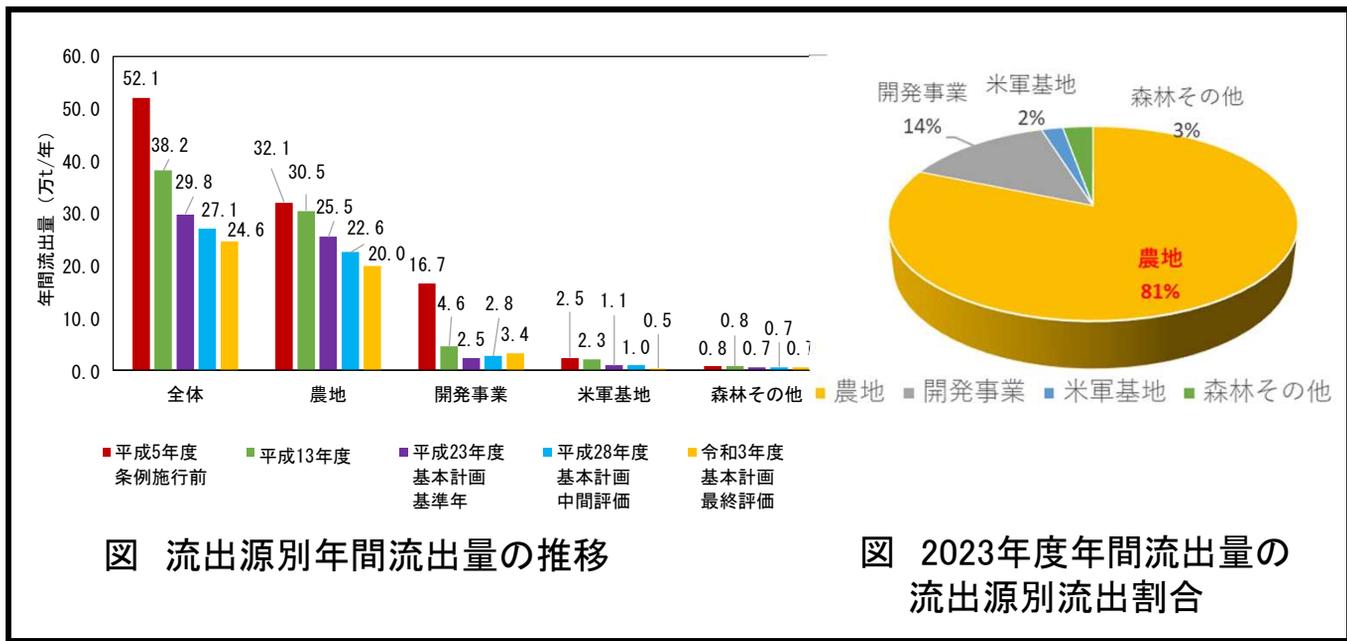
これまで赤土等の流出量は着実に減少しています。ただ、依然として改善が求められる地域も残されています。

そこで、2023年度に「第2次沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」を策定し、目指すべき目標を設定して、目標達成に向け関係機関及び県民が連携した総合的・計画的な赤土等流出防止対策を推進しています。

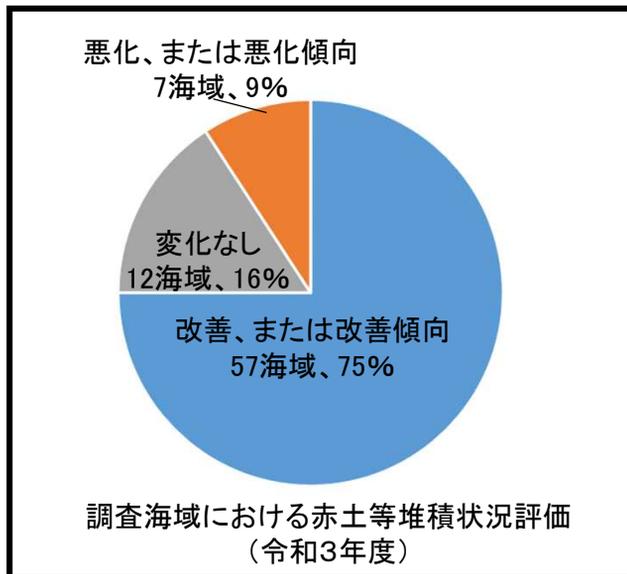
年代	内容
1734年	琉球王国時代の政治家 蔡温著作「農務帳」に土壌管理方法(土砂流出防止対策)が記載される。
1880年頃～	森林開墾による産地荒廃
1945年 (昭和20年)～	第2次世界大戦の終戦後 ・米軍基地の建設(大規模造成) ・水田の減少 ・パインアップル産業の発展 ・サトウキビ畑の増加
1972年 (昭和47年)～	沖縄県の日本復帰 ・大規模公共事業(土地改良、道路、ダム建築)等が増加した。 →結果として、流出帽子対策が不十分で、赤土等が大量に流出し、微細粒子により川や海が汚染される。
1976年 (昭和51年)	「沖縄県公害防止条例」を改正し、赤土等流出防止対策に努力義務を課す。
1994年 (平成6年)	「沖縄県赤土等流出防止条例」を制定。
2013年 (平成25年)	「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」(2013年度～2022年度)を策定。
2023年 (令和5年)	「第2次沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」(2023年度～2031年度)を策定。

## 2. 沖縄県の赤土等の流出状況

2011年度の県全域からの赤土等の推定年間流出量は約24.6万tで、2011年度から2023年度にかけて約5.2万t削減されています。農地からの流出量は、1993年に比べ約4割、2011年度に比べても約2割削減しており、開発事業からの流出量は、沖縄県赤土等流出防止条例による規制により条例制定前(1993年度)の約8割削減しています。農地からの流出量は、県全体の81%を占め依然として高い状況にあります。これは土地利用に占める農地面積の割合が高いことが影響しています。



## 3. 海域における赤土等の堆積状況



沖縄県赤土等流出防止対策基本計画(2013年度～2023年度)に基づき、海域の赤土等堆積に関するモニタリング調査を実施しております。

モニタリング調査の結果、2023年度の海域における赤土等堆積状況は、2011年度時と比較して、調査海域76海域のうち57海域(75%)が「改善または改善傾向」でした。

一方、12海域(16%)では変化はみられず、7海域(9%)では「悪化または悪化傾向」が確認されました。また、同基本計画で設定した堆積状況の目標を達成した海域は38海域(50%)でした。

## 4. 沖縄県における赤土等流出防止対策の課題

各種流出防止対策の実施により、本県における赤土等流出量は確実に減少してきていますが、更なる対策を講じ、赤土等流出量をさらに削減していく必要があります。既に実施されている各種対策については、取組を継続させ対策効果を維持させることが求められます。また、農地からの流出量の削減のため、対策の強化を図る必要があります。現在、改善傾向にある海域の環境を再び悪化させることなく確実に回復させ、それを維持する取組が本計画では求められます。